

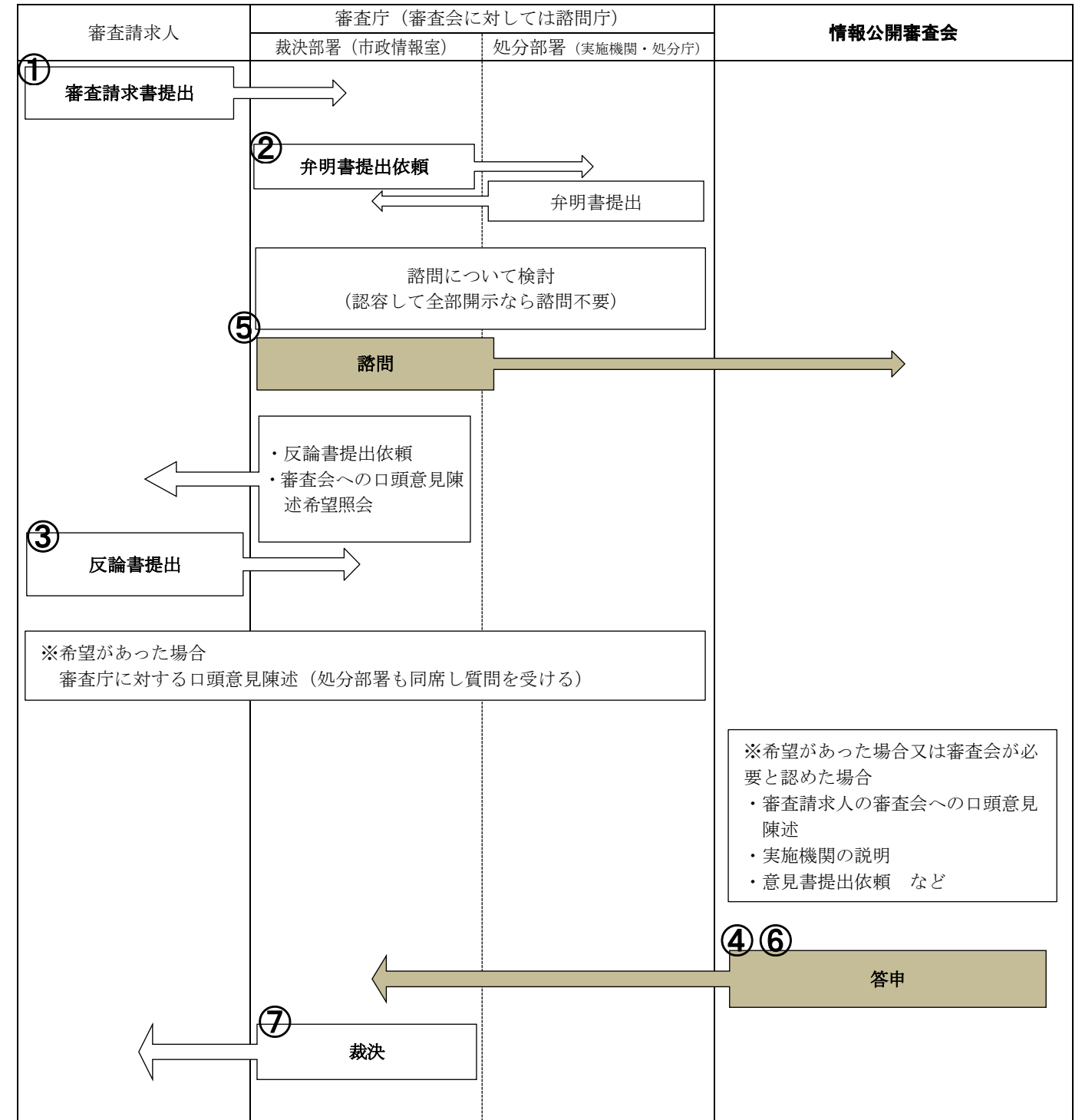
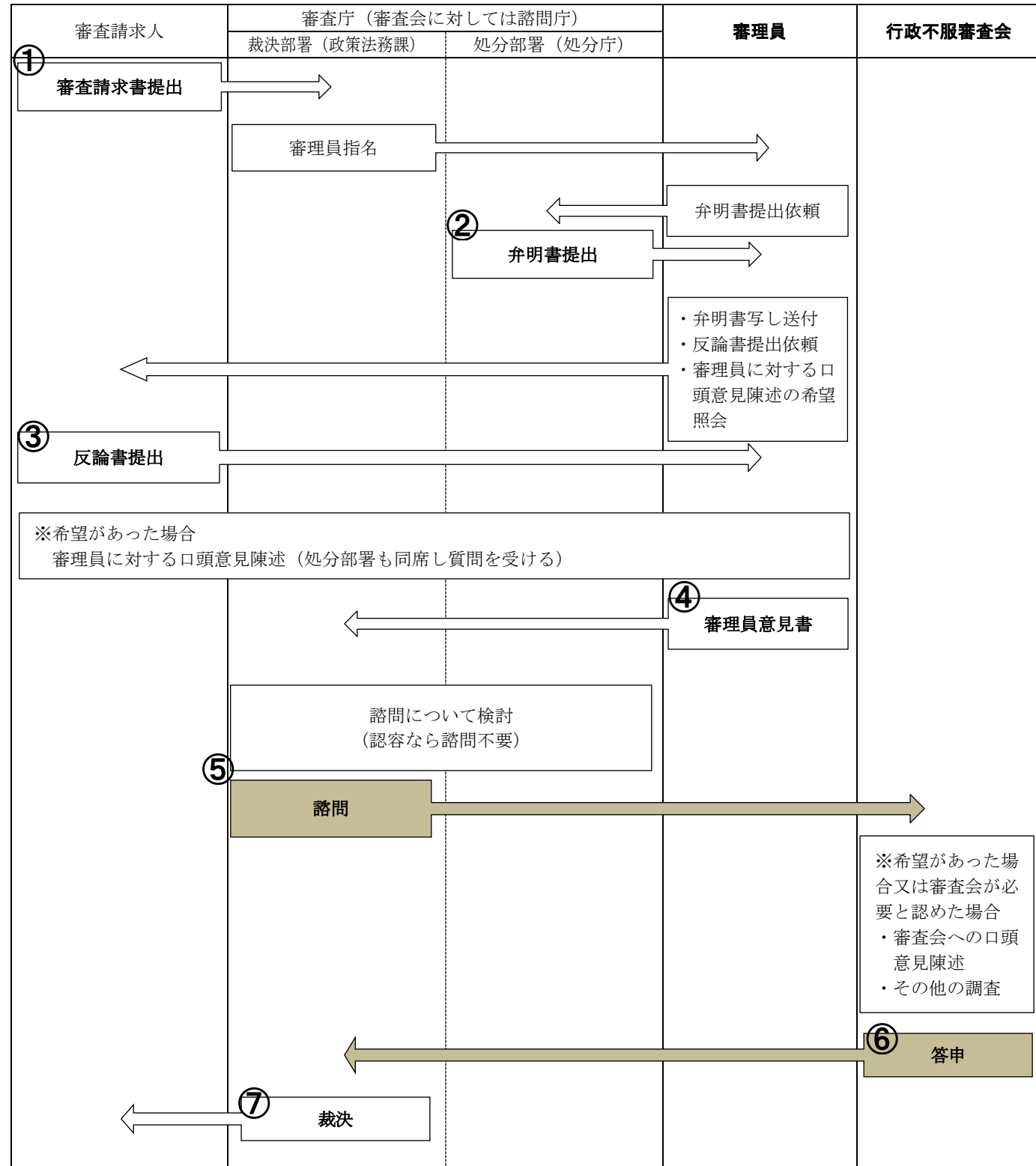
# 情報公開審査会の調査審議の手続について

## 1 行政不服審査法の改正（H28.4 施行）により、不服申立て（審査請求）の調査審議方法が変わりました。

- (1) 審査庁が、処分に関与しない職員である「**審理員**」を指名し、その審理員が審査請求人と処分庁（処分を行った部署）の主張を公平に審理するしくみの導入
- (2) 第三者機関である「**行政不服審査会**」が審査庁の判断をチェックするしくみの導入

## 2 情報公開と個人情報に関する不服申立て（審査請求）の場合も、改正行政不服審査法の影響を受けます。

しかし、この分野では、既に「**情報公開審査会**」などが実質的に「**審理員**」と「**行政不服審査会**」の役割を担っているため、法令と条例の規定により、「**審理員**」の設置と「**行政不服審査会**」への諮問が不要とされています。そして、この場合の調査審議手続については、以下のとおりと考えております。



※ 上記 1、2 は、いずれも市長が処分を行った場合を表にしています。  
 教育委員会など市長以外の執行機関が処分を行った場合は、市長が審査庁（諮問庁）となり、教育委員会などが処分庁（実施機関）となります。